

障害のある子どもの支援

通所支援について

☎ 子ども相談課 ☎433-7071

障害のある子どもや発達に課題のある子どもの通所サービスの利用申請、及び受給者証の発行を行います。

- 所得に応じて費用の負担があります。
(3～5歳児の子どもは利用者負担が無償となります。)

児童発達支援

就学前の知的・精神障害(発達障害を含む。)のある子どもや発達に課題のある子どもへの日常的な動作の指導、集団生活への適応訓練などや就学前の身体障害のある子どもへの児童発達支援、及び機能訓練を行います。

放課後等デイサービス

就学後の障害のある子どもへ放課後や長期休暇(夏休みなど)に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進を行います。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害があり外出が著しく困難な子どもの居宅を訪問し、日常的な動作の指導、機能訓練などを行います。

保育所等訪問支援

認定こども園、保育園(所)、幼稚園、学校等に通う障害のある子どもや施設の職員に対し、支援員が施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。



障害児通所支援事業所一覧

令和6年5月時点の情報です
大阪府児童福祉法による指定障がい児支援事業所一覧より

障害児通所支援・児童発達支援センター

☆主として重症心身障がい児を対象とした事業所

事業所名称	所在地	TEL	FAX	児(定員)	居	放(定員)	保
こどもデイケアいずみ 児童発達支援センター	東山2-1-1	421-3000	446-3999	○(30)			○
こどもデイケアいずみ 自閉症児支援センター	東山2-1-1	421-3011	421-3011	○(10)		○(10)	
ほっこりの里	三ツ松1708-1	421-2222	421-2221	○(10)		○(10)	
みつばち加神アフタースクール	加神2-15-28	425-4066	425-4066			○(10)	
児童福祉サービスLarimar	地藏堂1-8	433-3900	433-3915	○(10)		○(10)	
キッズ・タカギⅠ	森678	446-7808	446-7807	○(10)		○(10)	
みつばち森アフタースクール	森510-1	424-8822	424-6610			○(10)	
放課後デイサービス・児童発達支援ぱれっと	半田1-17-3 ヴァンテーヌ西納 101号	415-0329	415-0329	○(10)		○(10)	
こっとなオルタ	半田1-10-40	425-2433	425-2434	○(10)		○(10)	
児童デイサービスいっば	半田2-22-6	488-7258	488-7259	○(10)		○(10)	
ハピスポ貝塚	澤835-1	423-8880	423-8881	○(10)		○(10)	
放課後等 デイサービスはうす	半田591-8 サンプレス半田 B棟1号室	468-6774	468-6774			○(10)	
こどもデイサービスenishi	東山7-6-21	446-3930	446-3931	☆(5)		☆(5)	
わくわくエイト	鳥羽158-1 山裾ビル4階	479-3677	479-3688	○(10)		○(10)	
キッズ・タカギⅡ	脇浜4-1-10	468-9737	468-9738	○(10)		○(10)	
運動&学習療育 あなたが宝モノ貝塚王子教室	王子1028-1	479-3524	479-3534	○(10)		○(10)	○
児童デイサービスルミナス	麻生中973-1	428-7444	428-7445	☆(5)		☆(5)	
まいるーむ放課後こども教室 貝塚校	澤1101-1 ピアコートU207 号室・208号室	493-3764	493-2995	○(10)		○(10)	
こどもサポートわんだ	脇浜2-6-2	489-6384	489-6385	○(10)		○(10)	
音楽&リズム あなたが宝モノ 貝塚王子教室	王子1029番5号 いのちの木 リエゾンビル3F	489-5800	489-5801	○(10)		○(10)	

児:児童発達支援、居:居宅訪問型児童発達支援、放:放課後等デイサービス、保:保育所等訪問支援

障害のある子どもの支援

相談支援事業所

名称	所在地	電話番号 FAX
みつばちmel	加神2-15-28	☎425-4066 FAX 424-7532
障がい者相談支援センターにしき	浦田77番地	☎422-7881 FAX 422-7880
相談支援室いっぽ	半田2-12-21	☎424-2003 FAX 488-7259
相談支援センターえにし	東山7-6-21	☎446-3930 FAX 446-3931
相談支援事業所 花	畠中1-7-45 ハynesピヴァット403号室	☎477-8477 FAX 474-1516
相談支援センターおひさま	脇浜4-1-10	☎468-9737 FAX 446-9738
ぱれっとサポート	半田1-17-3 ヴァンテーヌ西納503	☎415-0329 FAX 415-0329
障害者地域生活支援センターみずま	清児553-1	☎446-6510 FAX 446-6555
貝塚市障害者生活相談支援センター いずみ	東山2-1-1	☎421-3000 FAX 446-3999
相談室まーち	脇浜2-6-2	☎489-6384 FAX 489-6385
相談支援事業所 アン	久保7-1-304	☎080-9166-8472
ジェイサポートケアプランセンター	三ツ松2037-38	☎446-3800 FAX 446-3802
相談支援室 結	近木町17-11	☎424-1742 FAX 424-1742

子どもの発達に不安を感じたら

幼児教室

問 貝塚市幼児教室 ☎468-8211

市内在住の、心身の発達に不安や遅れのある就学前の子どもたちを対象に、療育や相談などを行っている施設です。集団の中でのさまざまな遊びや活動を通して、一人ひとりの発達や特性に応じた配慮のもと、大人や子どもたちとの関わりを広げ、豊かに成長していく場となることを目指しています。また、日常生活における基本的な動作や生活習慣の習得などの支援も行っています。子どもの生きていく力や生活していく力を、家庭との協力や共同のもので育てていきたいと考えています。

場 所 すくすく子ども館 1階(名越108)

◆ 親子教室(とんぼ教室)

親子教室は、乳幼児健診や医療機関で経過観察となり、集団の場を勧められた親子を対象にしています。親子で一緒に色々な遊びに取り組む中で、好きな遊びを見つけて楽しむことや、関わり方を知ることなどを目的とした教室です。また、個別相談も行っています。

通所日 水曜日

時 間 午前9時30分から11時

定 員 15名程度

◆ 追跡支援(こぐま教室)

幼児教室や親子教室を経て、幼稚園などに通っている3,4,5歳児の子どもが通う教室です。友だちと一緒にいろいろな活動にじっくり取り組んで達成感を味わうことや、考えて行動する力をつけることを目的としています。

通所日 週1回

時 間 午後3時30分から5時00分



◆ 通所支援(幼児教室)

子どもの年齢や発達段階に応じてグループを構成し、遊びや生活に取り組んでいます。理学療法士、言語聴覚士、作業療法士によるリハビリ、および指導を保育と連携しながら、保護者とともに進めていきます。

通所日 月曜、火曜、木曜、金曜

時間 午前9時30分から午後3時

定員 18名

◆ 外来リハビリ支援

● 理学療法

対象 医療機関などでリハビリが必要とされる子ども

● 言語聴覚療法・作業療法

対象 幼児教室を経て、引き続きリハビリが必要とされる子ども

身体障害者手帳

問 障害福祉課 ☎433-7012

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、HIV感染による免疫機能の障害のあるかたに交付します。

手帳は、障害の程度により1級から6級までの区分があります。

手続き

- ①必要書類などを持参し、手帳交付申請書を提出。代理のかたは、来庁者の本人確認書類が必要。※交付までには1~2か月程度かかります。※手帳交付申請時に要した診断書料は助成します。(生活保護受給世帯を除く)(医療機関の領収書が必要です。)
- ②手帳の交付準備ができましたら、書面にて通知します。

持物

- ・指定医師の診断書
- ・写真(たて4cm×よこ3cm)1枚
- ・本人の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

療育手帳

問 障害福祉課 ☎433-7012

貝塚子ども家庭センターまたは大阪府障がい者自立相談支援センターで、知的障害と判定されたかたに交付します。

手帳には、障害の程度によりA(重度)・B1(中度)・B2(軽度)があります。

手続き

※交付までに3か月程度かかります。

- ①必要書類などを持参し、手帳交付申請書を提出。
- ②18歳未満は、貝塚子ども家庭センター、18歳以上は大阪府障がい者自立相談支援センターの判定を受けます。
- ③手帳の交付準備ができましたら、書面にて通知します。

持物

- ・写真(たて4cm×よこ3cm)1枚
- ・本人の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの



障害のある子どもの支援

手当・助成など

問 障害福祉課 ☎433-7012

重度障害者医療費助成

保険給付に伴う医療費の患者負担から一部自己負担額[1医療機関、1調剤薬局、1訪問看護、入・通院各500円以内/日]を控除した額を助成します。ただし、食事療養費や室料など保険適用とならないものは除きます。

一部自己負担額の上限額は3,000円/月です。上限額を超えた場合、自動償還により返金します。

対象者

ひとり親家庭医療・子ども医療対象者以外で以下のかた

- ①身体障害者手帳1級・2級所持者
 - ②療育手帳A所持者
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者
 - ④特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者
 - ⑤療育手帳B1所持者で身体障害者手帳所持者
- ※①から⑤のいずれかで、前年の所得が472万1千円以下(単身の場合)のかた

自立支援医療(育成医療)

育成医療の指定を受けている医療機関で、対象の障害ごとに定められた疾患に対する医学的処置、薬剤又は治療材料等の支給にかかる費用の一部を公費で支給します。原則かかった医療費の1割が本人負担となります。

対象

18歳未満で、治療を行うことにより、身体上の障害が軽くなり、日常生活が容易になると見込まれる児童

補装具費の支給

身体上の障害を補うための用具の購入、借受けまたは修理に要した費用(それぞれ限度額あり)を助成します。

対象

身体障害者(児)、難病患者など(障害の種別、等級により交付等が制限される場合があります)

日常生活用具の給付

日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付します。

対象

身体・知的・精神障害者(児)・難病患者等(障害の種別・程度により給付が制限される場合があります)で在宅のかた

は～もに～ばすの割引

手帳の提示で無料になります。

障害児福祉手当

20歳未満であって、重度の障害状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な障害児に対して手当を支給します。

対象

重度の障害があるかたや長期にわたる安静を必要とする病状があるかたまたは精神障害・最重度の知的障害があり、日常生活において常時介護を要するかた

※医師の診断書が必要です。

※所得制限があります。施設へ入所している場合は対象外です。

手当額 月額15,690円(2・5・8・11月に支給)

特別児童扶養手当

重度又は中度の障害がある20歳未満の児童を養育している父母あるいは父母に代わってその児童を養育しているかたに対して手当を支給するものです。

手当額(4・8・11月に支給)

1級 月額55,350円

2級 月額36,860円

※所得制限があります。施設に入所している場合は対象外です。